

リフト付き貸切バスの臨時営業区域の設定について

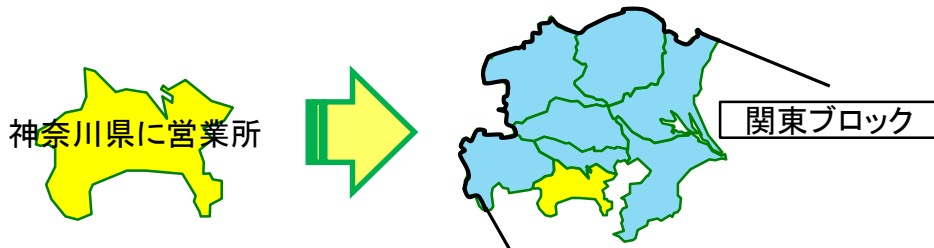
●リフト付き貸切バスをより有効活用し、車いす利用者等の利便性を向上させるため、安全確保、法令遵守の点で問題のない貸切バス事業者については、現状の個別認可に加え、1年間の包括認可により、営業区域外でリフト付きバスを運行することができることとする。

制度概要

- ① 対象事業者 → 日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定(日バスSafety)を受けた事業者で、法令遵守の点で問題のない事業者
- ② 営業区域 → (イ) 営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域(地方ブロック)を臨時営業区域とする。
(ロ) (イ)の他に営業所が所在する県に隣接する県を、運輸局の管轄区域に関わらず臨時営業区域とすることができる。
- ③ 対象旅客 → 車いす若しくはストレッチャー利用者を含む団体
- ④ 期間 → 平成29年4月1日から平成30年3月末まで



(イ)のケース



(ロ)のケース

